

ジョブドラフト～メタバース Fes～規約（参加企業用）

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ジンジブ（以下「当社」といいます。）が主催するジョブドラフト～メタバース Fes～（以下「本イベント」といいます。）への参加に関する条件を定めるものです。参加企業は、本イベントへの参加を申し込む前に、本規約をよくお読みください。

第1条（本規約への同意）

- 参加企業は、本規約に従って本イベントに参加するものとし、本規約に同意しない限り本イベントに参加することはできません。本イベントに関して当社と参加企業との間で別途合意した契約書、規約、規定、覚書、注意規程等（以下、総称して「個別規約」といいます。）に規定する内容は、参加企業との間で本規約の一部を構成するものとします。
- 個別規約において別段の定めのない限り、参加企業が当社に対して本イベントへの参加を申請し、当社がこれを承諾した時点で、参加企業と当社との間で、本規約の諸規定に従ったジョブドラフト～メタバース Fes～参加契約（以下「本イベント参加契約」といいます。）が成立します。

第2条（本規約の改定・変更）

- 当社は、当社が必要と判断する場合、参加企業の承諾を得て、本規約の内容を変更又は追加できるものとします。ただし、次の各号の一に該当する場合、参加企業の承諾があったものとみなすことができるものとします。
 - 当該変更又は追加が、参加企業の一般の利益に適合するとき。
 - 当該変更又は追加が、本規約を締結した目的に反せず、かつ、必要性、内容の相当性、その他の当該変更又は追加に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 当社は、前項の変更又は追加を行うときは、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、その旨及び当該変更又は追加の内容並びにその効力発生時期をインターネットその他の適切な方法により周知するものとします。
- 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に参加企業が本イベントに参加した場合、当該参加企業は本規約の変更に同意したものとします。

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- 「参加企業」
本イベントへの参加を申し込む法人、機関等
- 「参加ユーザー」
参加企業に所属し、かつ、参加企業が承認して、本イベントに参加する者
- 「ユーザーID」
参加企業が指定する参加ユーザーを識別するために用いられる符号

第4条（本イベントの概要）

本イベントは、各参加企業が、就職を希望する高校生に対して、会社説明、業務内容の紹介等の場を、メタバース空間において提供するイベントです。参加企業は、本イベントの趣旨目的を踏まえ、自己の判断と責

任において本イベントに参加するものとします。

第5条（参加費用）

1. 参加企業は、当社に対して、個別規約で定めるところにより、本イベントの参加費用及びこれに対する消費税（以下あわせて「本イベント参加費用等」といいます。）を支払うものとします。
2. 参加企業が、本イベント参加費用等を所定の支払期日が過ぎてもなお支払わない場合、参加企業は、当社に対して、所定の支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として支払うものとします。

第6条（規約の遵守）

1. 本イベントは、参加企業自身の会社説明、職業紹介を目的としてなされるものであり、何よりも参加する高校生の自主的意思を尊重しなければなりません。
2. 参加企業は、参加ユーザーに対し、本規約に定める条件を周知し、これに従わせるものとします。

第7条（ユーザーID）

1. ユーザーIDは、当社が定める方法及び使用条件に基づいて、必要に応じ、当社又は参加企業自身が付与するものとします。
2. ユーザーIDが付与されたときは、参加企業は、自らの管理責任により、参加ユーザーのユーザーIDを不正使用されないよう管理するものとします。
3. 参加企業は、いかなる場合も、ユーザーIDを第三者に開示、貸与することはできません。
4. 当社は、ユーザーIDの不正利用によって参加企業又は参加ユーザーに生じた損害について責任を負いません。当社は、ユーザーIDの認証を行った後に行われた本イベントの参加行為については、全て参加企業に帰属するものとみなすことができます。

第8条（監督責任）

1. 参加企業は、本イベント参加に関して、参加ユーザーが本規約を遵守するよう監督するものとし、参加ユーザーの意思表示、通知、その他一切の行為について、参加企業としての責任を負います。
2. 参加企業は、参加ユーザーによる本規約の違反を認識した場合には、当社に対し、速やかに通知するものとします。

第9条（参加環境の整備・維持）

1. 参加企業は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて参加ユーザーの設備を設定し、本イベント参加のための環境を維持するものとします。
2. 参加企業は、本イベントに参加するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して参加ユーザーの設備をインターネットに接続するものとします。
3. 参加企業の設備、前項に定めるインターネット接続又は本イベント参加のための環境に不具合がある場合、当社は参加ユーザーに対して本イベントの提供義務を負わないものとします。

第10条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、個人情報について、当社が別途定めるプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」と

いいます。) 並びに本規約及び個別規約に則り、適正に取り扱うこととします。

2. 参加企業は、その理由、方法を問わず、参加高校生の個人情報（SNSに関する情報を含みます。）を取得してはなりません。ただし、本イベント運営のために必要となる最低限の情報として当社が規定する情報はのぞきます。

第11条（禁止行為）

1. 参加企業は、本イベントへの参加にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 当社又は他の参加企業その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
 - (3) 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
 - (4) 不当に他人の名誉や権利、信用を傷つける行為又はそのおそれのある行為
 - (5) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
 - (6) 法令又は当社若しくは参加企業が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
 - (7) 他の参加企業の参加を妨害する行為又はそのおそれがある行為
 - (8) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
 - (9) 当社のシステムへの不正アクセス、それに伴うプログラムコードの改ざん、位置情報を故意に虚偽、通信機器の仕様その他アプリケーションを利用してのチート行為、コンピューター・ウィルスの頒布その他本イベントの正常な運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
 - (10) 本イベントを構成するハードウェア又はソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
 - (11) 本イベントに関し利用しうる情報を改竄する行為
 - (12) 本イベントに関し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等を実施する行為
 - (13) 当社による本イベントの運営を妨害するおそれのある行為
 - (14) 他人のユーザーIDを使用する行為又はその入手を試みる行為
 - (15) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、本イベントにおける参加企業による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、参加企業に事前に通知することなく、当該情報の全部又は一部を削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき参加企業に生じた損害について一切の責任を負いません。

第12条（規約違反に対する措置等）

1. 当社は、参加企業が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該参加企業について本イベントへの参加を一時的に停止し、又は本イベント参加契約を解除することができます。ただし、当該違反が軽微なものであると当社が認める場合は、改善のための通知を行った上で、期限内に改善が見られない場合に限り、一時停止や契約解除を行うものとします。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能である場合又は参加企業がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は参加企業がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表

示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができない場合

- (4) 本規約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本規約の目的を達することができない場合において、参加企業が履行をしないでその時期を経過した場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、参加企業がその債務の履行をせず、契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかである場合
- (6) 本イベントの参加にあたり当社に提供した情報又は当社が参加企業に要請した情報に虚偽の事実があることが判明した場合
- (7) 当社、他の参加企業その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本イベントに参加し、又は参加しようとした場合
- (8) 手段の如何を問わず、本イベントの運営を妨害した場合
- (9) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- (10) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は電子交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
- (11) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
- (12) 租税公課の滞納処分を受けた場合
- (13) 死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合
- (14) 当社からの連絡に対して応答がない場合

2. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により参加企業に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 13 条（損害賠償）

- 1. 当社は、本規約に違反することにより参加企業に損害を与えた場合、参加企業に対しその損害を賠償します。ただし、当社の軽過失により参加企業に生じた損害の賠償を行う場合、当社が参加企業から受領した本イベント参加費用等の累積額を上限とします。
- 2. 参加企業は、本規約に違反することにより、又は本イベントの参加に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
- 3. 参加企業が、本イベントに関連して参加高校生、他の参加企業その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、参加企業の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。
- 4. 参加企業による本イベントへの参加に関連して、当社が、参加高校生、他の参加企業その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、参加企業は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。ただし、当社の故意又は過失に起因する場合はこの限りではありません。
- 5. 第 1 項又は第 2 項の定めにかかわらず、本イベント参加契約の当事者は、相手方に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当社又は参加企業が損害発生につき予見したもの及び予見すべきであったものを含みます。）については一切の責任を負わないものとします。

第 14 条（秘密保持）

- 1. 参加企業及び当社は、本イベント導入に関し、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩し、

又は本イベントへの参加以外の目的のために使用してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本イベント導入に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいい、本イベントの契約条件を含みます。

2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
3. 参加企業及び当社は、秘密情報を、本イベントの提供・改善のため必要のある役職員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。）、共同研究者、業務委託先、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者にのみ開示できるものとし、かつ開示目的以外の目的には使用しないものとします。
4. 第1項にかかわらず、参加企業及び当社は、法令、裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他規制権限を有する公的機関の裁判、規則又は命令に従い、必要最小限度の範囲において秘密情報を公表し、又は開示することができる。かかる公表又は開示を行った場合は、その旨を速やかに相手方に通知する。
5. 参加企業及び当社は、本イベントの終了、本イベント参加契約の解約その他の事由により本イベント参加契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

第15条（知的財産権の帰属）

1. 参加企業及び当社は、本イベントを構成する一切の発明、考案、意匠、著作物（当社が参加企業の依頼を受けて参加企業のために作成する著作物を含みます。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報に関する、特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）、商標権を含む一切の権利が当社又は本件イベントのシステム管理会社に帰属することを確認します。
2. 参加企業は当社に対し、参加企業が本イベントにアップロードした情報及び本イベント上で作成した情報について、ホスト、保存、バックアップのための複製を行うことを許諾するものとし、著作者人格権を使用しないものとします。

第16条（契約の解除）

1. 参加企業は、当社と別途締結する本契約の契約期間中であっても、当社が定めるキャンセルポリシーに則り、書面によって当該契約を解除し、もって本イベント参加契約を解除することができます。この場合において、参加企業は、当社に対し、キャンセルポリシーに従った本イベント参加費用等の一部を当社に対して一括で支払わなければなりません。
2. 当社は、当社において本イベントの継続が困難であると判断した場合には、参加企業に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。

第17条（本イベントの変更・停止等）

1. 当社は、参加企業に事前に通知することなく、本イベントの内容の全部又は一部を変更又は追加すること

ができるものとします。ただし、当該変更又は追加によって、変更又は追加前の本イベントの全ての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。

2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、本イベントへの参加の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。この場合において、当社は参加企業に対して、できる限り事前に通知するよう努めるものとします。
 - (1) 本イベントに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により本イベントの運営ができなくなった場合
 - (4) その他、当社が本イベントの停止又は中断を必要と合理的に判断した場合
3. 当社は、本条により参加企業に生じた不利益、損害について責任を負いません。

第 18 条（保証の制限及び免責）

1. 当社は、本イベントについて、その正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、特定目的への適合性、第三者の権利を侵害していないことについて一切の保証をしません。
2. 参加企業は自己の責任において本イベントに参加するものとし、当社は、参加企業による本イベントの参加に起因して参加企業に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。

第 19 条（再委託）

当社は、本イベントの提供に関して、全部又は一部の業務を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. 参加企業及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 参加企業及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 参加企業又は当社が、反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく本イベント参加契約を解除することができるものとします。
4. 参加企業及び当社は、前項により本イベント参加契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第 21 条（連絡・通知）

本イベントに関する問い合わせその他参加企業から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から参加企業に対する連絡又は通知は、電子メールその他当社の定める方法で行うものとします。通知は、当社からの発信によってその効力が生ずるものとします。

第 22 条（地位の譲渡等）

参加企業及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なく、本イベント参加契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。ただし、株式譲渡若しくは事業譲渡又は合併、会社分割その他の組織再編についてはこの限りではありません。

第 23 条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断とされた場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。当社及び参加企業は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。
2. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある参加企業との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の参加企業との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第 24 条（存続条項）

本契約が終了した場合でも、第10条（個人情報の取扱い）、第13条（損害賠償）、第14条（秘密保持）、第15条（知的財産権の帰属）、本条（存続条項）及び第26条（準拠法及び合意管轄）は有効に存続するものとします。

第 25 条（不可抗力）

当社は、天災、法令・規則の制定・改廃、疫病・感染症の流行その他の不可抗力によって本イベントの履行が妨げられた場合には、本イベント参加契約その他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によって参加企業に生じた損害について一切の責任を負担しません。

第 26 条（準拠法及び合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条（協議解決）

参加企業及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

付則

2025 年 9 月 1 日 制定・施行